

# 茅野市地区コミュニティセンター管理規則

昭和 56 年 12 月 1 日

規則第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、茅野市地区コミュニティセンター条例(平成 17 年茅野市条例第 1 号。以下「条例」という。)第 8 条の規定に基づき、茅野市地区コミュニティセンター(以下「センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理)

第 2 条 センターは、地区住民の自主的な活動のための会議、集会その他文化的活動等住民のひろばとして広く利用できるよう管理しなければならない。

(職員)

第 3 条 センターに所長のほか、必要な職員を置く。

(使用時間等)

第 4 条 センターの使用時間は、午前 9 時から午後 10 時までとする。ただし、所長が特に必要があると認めた場合は、変更することができる。

(休館日)

第 5 条 センターは、休館日を設けない。ただし、市長は施設の管理上その他やむを得ない事情により必要と認めたときは、臨時に休館日を定めることができる。

(使用申請)

第 6 条 センターを使用しようとする者は、地区コミュニティセンター使用申請書(様式第 1 号)を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用許可)

第 7 条 市長は、使用の許可をしたときは、地区コミュニティセンター使用許可書(様式第 2 号)を交付するものとする。

(使用申請等の特例)

第 8 条 第 5 条及び第 6 条の規定にかかわらず、条例第 6 条第 1 項の活動で使用する場合は、別に定める方法によるものとする。

(使用料の納付)

第 9 条 条例第 6 条の規定により使用料は、使用開始時までには納付しなければならない。

(使用料の減免)

第 10 条 条例第 7 条の規定により使用料の減免を申請しようとする者は、地区コミュニティセンター使用料減免申請書(様式第 3 号)を市長に提出しなければならない。

(使用の取消し等)

第 11 条 所長は、使用者の行為が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) 条例第 5 条第 2 項各号の規定に違反したとき。
- (2) 使用の許可の際に付した条件に違反したとき。

(原状回復義務等)

第 12 条 使用者は、センターの使用を終えたときは、速やかに清掃等原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の許可を取り消され、又は停止されたときも同様とする。

(補則)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和 56 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 3 月 28 日規則第 4 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 30 日規則第 1 号)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 30 日規則第 5 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

地区コミュニティセンター使用申請書

年 月 日

(あて先)茅野市長

申請者住所

(団体名)

氏名

印

電話

次のとおり使用したいから、許可してください。

使用目的						
使用施設(室名)			使用器具			
使用日時	年 月 日(曜日)	午	前 後	時~午	前 後	時
使用人員	人					
備考						
処理	許可年月日		使用料			
	年	月	日	円		

様式第 2 号(第 7 条関係)

地区コミュニティセンター使用許可書

年 月 日

様

茅野市長

印

次のとおり使用を許可します。

使用施設(室名)		使用器具					
使用日時	年 月 日( 曜日) 午			前 後	時 ~ 午	前 後	時
使用料	円						
備考							

地区コミュニティセンター使用料減免申請書

年 月 日

(あて先)茅野市長

申請者住所

氏名

印

次の理由により、使用料を減免してください。

使用施設		使用年月日	年 月 日
減免を必要とする理由			
処理	許可不許可	減免額	円